①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)
②名称	Saudi Authority for Intellectual Property (SAIP)
③所在地	As Sahafah, Olaya St. 6531, 3059 Riyadh 13321 Saudi Arabia
④連絡先	(電話) (966-11) 280 63 22　(FAX) (966-11) 280 60 02 (E-mail)　saip@saip.gov.sa (internet)　http://www.saip.gov.sa
⑤組織の長	CEO, Saudi Authority for Intellectual Property: Dr. Abdulaziz Al-Swailem
⑥沿革	(1) 1989年特許法はサウジアラビア王国の最初の特許法である。新法の発効日（すなわち1989年5月18日）前には、サウジアラビアには特許の付与又は登録の制度は存在しておらず、発明については公報並びに（必要に応じて）アラビア語及び英語の日刊新聞紙に警告文を掲載することによってある程度の保護しか受けることができなかった。 (2) 1989年特許法は、10/6/1409H日付（1989年2月17日に相当）M38勅令により公布され、1989年5月18日に発効した。 (3) 最新の知財法は、サウジアラビア特許法（特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律、2004年9月6日施行)、特許規則（2004年12月26日施行)、及び商標法（2003年3月1日施行)、及び商標法（2003年3月1日施行)、商標規則（同）である。 (4) サウジアラビアは、湾岸協力会議(GCC)の加盟国である。 (5) 湾岸商標法適用勅令M/51が2014年に公布され、2016年9月27日に発効した。 (6) 特許法は2018年7月3日、特許規則は2021年12月20日に改正が公布された。
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権、集積回路の配置設計、植物品種

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1982/5/22	2004/3/11			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
2021/11/8	2004/3/11	2013/8/3	2023/6/4	
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2021/1/16			2025/4/7	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2013/8/3	2020/12/3	2021/7/22
ストラスブール	ウィーン	WTO		
2021/10/16	2020/12/3	2005/12/11		

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	3,568	3,979	5,837	7,084
		(内　外国出願)	2,274	2,581	3,231	4,265
		(内　日本から)	126	115	147	176
		(内　PCT ルート)	2,451	2,875	3,902	4,709
	実用新案	全数				
		(内　外国出願)				
	意匠	全数	948	1,400	1,508	1,942
		(内　外国出願)	411	547	602	832
		(内　日本から)	30	44	43	63
	商標	全数	30,184	38,130	40,287	45,325
		(内　外国出願)	9,897	13,719	14,984	16,075
		(内　日本から)	542	579	576	511
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	705	1,746	2,684	2,718
		(内　外国出願)	598	1,373	2,134	1,960
		(内　日本から)	33	90	122	109
		(内　PCT ルート)	639	1,520	2,417	2,366
	実用新案	全数				
		(内　外国出願)				
	意匠	全数	778	996	1,112	1,473
		(内　外国出願)	416	466	536	709
		(内　日本から)	40	49	44	39
	商標	全数	17,535	26,144	26,398	28,038
		(内　外国出願)	8,591	11,970	13,297	13,578
		(内　日本から)	477	610	578	480
	(出典)： WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

<組織図>(1) General Directorate of Industrial Property は、King Abdul-Aziz city for Science and Technology(KACTS)の下部組織である。

(2) Trade Mark Section は、貿易産業省(Ministry of Commerce and Industry)の下部組織である。

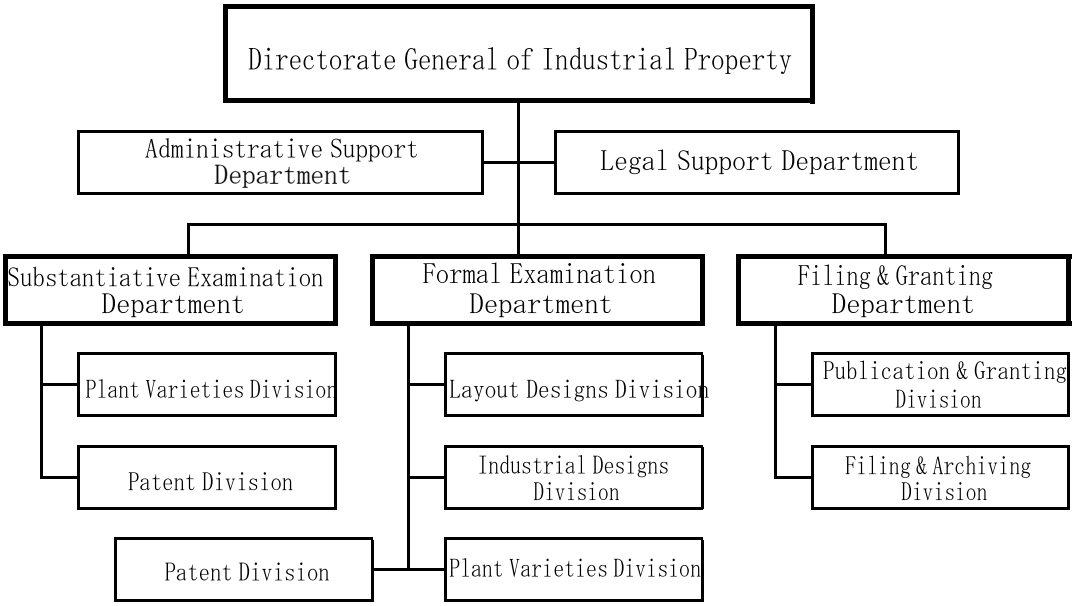

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	改正法 2018 年 7 月 3 日公布、 改正規則 2021 年 12 月 20 日公布。
	③地理的効力の範囲	サウジアラビア王国内（法第 1 条）
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)加盟国、特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者又は承継人。ただし、雇用契約で別段の定めがなく雇用者の施設を使用した発明であることを立証した場合は雇用者が出願人（法第 5 条、法第 6 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国内に非居住の出願人は、国内公認の代理人を選任しなければならない。(規則 8（3))
	⑦出願言語	アラビア語又は英語。英語は 3 月以内翻訳を提出する。(規則 8（1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。(法第 19 条 A)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(法第 15 条 4)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。(規則 31（1)) （1）出願人又はその前権利者に対する濫用行為による開示日から 6 月間の発明の開示。 （2）出願前 1 年間に、同盟国における公認の国際博覧会での展示。
	⑪非特許対象	(1) 商業利用がイスラム法に違反する発明。（法第 4 条(a)) (2) 商業利用が生命、人・動物、もしくは植物の健康に又は環境に相当程度に有害な発明。(法第 4 条(b)) (3) 発見，科学的理論及び数学的方法(法第 45 条(a)) (4) 商業活動、純粋な精神的活動を又は遊戯のための計画、規則及び方法(法第 45 条(b)) (5) 植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される、主に生物学的方法。微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く(法第 45 条(c)) (6) 人又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法及びそれらに用いられる診断方法。当該方法に用いられる製品を除く(法第 45 条(d))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。記載不備、分類、単一性、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を審査する。(法第 12 条、規則 38)
	⑬審査請求制度の有無	有。請求なく方式審査され、方式審査が終わると審査料を庁が査定し、通知される。（法第 12 条及び第 37 条）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。侵害が現にあるか、又は侵害が急迫している場合。 (規則 43(2))
	⑮出願公開制度の有無	有。手数料の納付があった後、出願日から 18 月以内に公開される。(法第 11 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は委員会(Committee)に無効を申立てることができ、無効決定の公告日から無効となる。 (法第 32 条、第 33 条)
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年、又は登録日から 3 年の何れか遅い方までに実施が行なわれないときには、強制実施権の設定の対象となる。 (特許法第 24 条（a）(1))

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">Kingdom of Saudi Arabia (SA)
(サウジアラビア王国)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特許制度</td><td>⑲費用
単位　SAR
(サウジ・リヤル)</td><td>[出願から登録までに掛かる費用] (2021 年個人以外の料金)
出願料　800 SAR
審査料　庁より通知される。
登録及び公告料　1,000 SAR

[特許権維持に掛かる費用] (2021 年個人以外の料金)
1 年次　500 SAR　8 年次　4,000 SAR　15 年次　7,500 SAR
2 年次　1,000 SAR　9 年次　4,500 SAR　16 年次　8,000 SAR
3 年次　1,500 SAR　10 年次　5,000 SAR　17 年次　8,500 SAR
4 年次　2,000 SAR　11 年次　5,500 SAR　18 年次　9,000 SAR
5 年次　2,500 SAR　12 年次　6,000 SAR　19 年次　9,500 SAR
6 年次　3,000 SAR　13 年次　6,500 SAR　20 年次　10,000 SAR
7 年次　3,500 SAR　14 年次　7,000 SAR</td></tr>
<tr><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>有。出願料及び年金は、個人は法人に対して 50%低減されている。
(規則に付属する「手数料表」)</td></tr>
<tr><td>㉑PCT における国内料金減額措置の有無</td><td>無。</td></tr>
</table>

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	改正法 2018 年 7 月 3 日公布、改正規則 2021 年 12 月 20 日公布。
	③地理的効力の範囲	サウジアラビア王国内（法第 1 条）
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)加盟国、ハーグ条約締約国（対応国内法令は入手できていない）
	⑤出願人資格	発明者又は承継人。ただし、雇用契約で別段の定めがない場合は雇用者（法第 5 条、法第 6 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国内に非居住の出願人は、国内公認の代理人を選任しなければならない。(規則 8（3))
	⑦出願言語	アラビア語又は英語。英語は 3 月以内アラビア語に翻訳して提出する。(規則 8（1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年(法第 19 条（d))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物(法第 59 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。(規則 31（1)） （1）出願人又はその前権利者に対する濫用行為による開示日から 6 月間の意匠の開示。 （2）出願前 1 年間に、同盟国における公認の国際博覧会での展示。
	⑪不登録対象	(1）商業利用がイスラム法に違反する意匠。（法第 4 条(a)） (2）商業利用が生命、人・動物、もしくは植物の健康に又は環境に相当程度に有害な意匠。(法第 4 条(b))
	⑫実体審査の有無	無。方式について審査する。(法第 12 条、第 13 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。侵害が現にあるか、又は急迫している場合。 (規則 43(2))
	⑮部分意匠制度の有無	有。ただし、1 の意匠しか認められない。(規則 27(3)及び 29(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。(規則 27(3))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(規則 28（4))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は委員会(Committee)に無効を申立てることができ、決定公告の日から無効となる。(法第 32 条、第 33 条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位　SAR （サウジ・リヤル）	[出願から登録までに掛かる費用　(2021 年。個人以外の料金) 出願料　300 SAR 登録及び公告料　350 SAR [意匠権の維持に掛かる費用　(2021 年。個人以外の料金) 1 年次　300 SAR　6 年次　900 SAR 2 年次　300 SAR　7 年次　1200 SAR 3 年次　600 SAR　8 年次　1200 SAR 4 年次　360 SAR　9 年次　1500 SAR 5 年次　360 SAR　10 年次　1500 SAR
	㉕料金減免措置の有無	有。出願料及び年金は、個人は法人に対して 50%低減されている。(規則に付属する「手数料表」)

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	湾岸協力会議商標法(以下「法」という)を適用する旨の勅令 M/51 が 2014 年に公布され、2016 年 9 月 27 日に発効した。法は 2021.12.24 改正法公布。法の施行規則(以下「規則」という)は 2015 年 5 月 21 日に公布された。
	③地理的効力の範囲	サウジアラビア国内のみ。
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体、証明、(法第 3 条、同第 35 条)
	⑥商標の種類	事業と識別可能な標識であり、文字、記号、図形などの伝統的商標並びに立体、音及び匂いの非伝統的商標。(法第 2 条)
	⑦出願人資格	GCC 加盟国内に居住する商業、工業、手工芸又は役務活動を行う自然人若しくは法人、GCC 加盟国の同盟国民又は公益団体(法第 5 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(法第 3 条(11))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。GCC 加盟国内に非居住の出願人は、サウジアラビア管轄行政機関公認の代理人を選任しなければならない。(法第 2 条)
	⑪出願言語	アラビア語。対象標章に非アラビア語を含む場合、翻字、翻訳しなければならない。(規則 4(5))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日からヒジュラ暦(*)10 年で継続して更新できる。 (法第 20 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。博覧会における展示による開示の場合は、期間は開示日から 6 月。 (法第 20 条(1))
	⑭不登録対象	(1) 識別力を欠く標章（一般的な名称、一般的な図面・写真のみのデータからなる標章を含む) (2) 公序良俗に反する標章 (3) 国、外国、国際機関（赤新月社を含む）の公的紋章等 (4) 純然たる宗教的性格を有する記号と同一又は類似する標章 (5) 公衆を誤認させたり、商品又は役務の原産地又は出所に関して混同を生じる地理的名称又は標章 (6) 第三者の名称，称号，肖像。本人又は相続人が許可するものは除く (7) 出願人の法的資格を証明しない名誉又は学位の内容 (8) 当局が取引を禁じた標章 (9) 名誉学位に関する記述 (10) 第三者により先に出願又は登録され、商品・役務について同一又は類似し、後願商標を使用すると、先の商標と需要者が誤認する又は先の商標所有者の利益を害する場合 (11) 特定の商品又は役務に係る標章が登録されると，その標章によって識別される他の標章の商品又は役務の価値を減ずる結果となる標章 (12) 著名商標又はその一部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされる商標であって、著名商標の商品・役務と識別できない、著名商標と関連性が生じる、又は著名商標の所有者の利益を損なう場合 (13) 「権利」「権利所有者」「登録済」「登録図面」「著作権」又は類似の語句若しくは表現 (法第 3 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
商標制度	⑯周知商標制度の有無	有。国際的な著名性を有する商標は登録することができない。(法第4条(1))
	⑰一出願多区分制度の有無	無。(規則2本文)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(法第12条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。管轄当局が登録を受理すべきとし、かつ、公告料が納付されると公告(公開)される。(法第14条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は公告日から60日以内に異議申立を行なうことができる。(法第14条(2))
	㉓無効審判制度の有無	有。管轄当局又は利害関係人は違法に登録された商標の抹消を裁判所に提起することができる(法第22条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。継続して5年以上の不使用を利害関係人が立証した場合、裁判所は抹消を裁定するものとする。(法第24条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(規則2)
	㉖図形要素の分類	国際分類(ウィーン分類)を採用している。
	㉗譲渡要件	有。譲受人の業務活動の証拠を提出しなければならない。(規則24)
	㉘費用 単位　SAR (サウジ・リヤル)	[出願から登録までに掛かる費用](2021年規則に付属した料金表) 出願料　1000 SAR 公開料　500 SAR 登録料　5000 SAR [商標権の維持に掛かる費用](2021年規則に付属した料金表) 存続期間更新料　5500 SAR
	㉙料金減免措置の有無	無。
	備考	*:ヒジュラ暦(イスラム太陰暦の1種)は、太陽年より11又は12日短い(即ち、太陽暦の365日(閏年には366日)に対して354日)。サウジアラビアにおける商標存続期間の2021年時点での運用は、ヒジュラ暦10年、太陽暦で計算すると約9年8月である。なお、特許及び意匠の存続期間はグレゴリオ暦で運用されている。